

第6次

防府市男女共同参画推進計画

(幸せますほうのハーモニープラン21)

令和5年3月
山口県防府市



はじめに

本市では、平成10年に「防府市男女共同参画推進計画」を策定、また平成25年には、「防府市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってまいりました。

近年、少子・高齢化の進行や未婚・単独世帯の増加、デジタル化社会への対応、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流、多様性の尊重など、社会が目まぐるしく変化しています。

将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築していくためには、これまで以上にワーク・ライフ・バランスを推進し、性別役割分担意識を解消するなど、よりいっそう男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることが求められています。

第6次計画となる本計画は、市民意識調査の結果や国・県の動向、さらには本市におけるこれまでの成果と課題を検証した結果を踏まえ策定したものであり、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針となるものです。

誰一人として取り残さない社会の実現のため、意思決定の場における男女の均等な参画の促進や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、SDGsの推進、多様性を尊重する環境の整備など、あらゆる分野における男女共同参画を促進し、すべての市民が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、真摯に御審議を重ね、貴重な御意見や御提言をいただきました防府市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査に御協力を賜りました市民の皆様ならびに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

防府市長 池田 豊

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 第2章 計画策定の背景 | 5 |
| 1 世界の動向 | 6 |
| 2 国の動向 | 7 |
| 3 山口県の動向 | 10 |
| 4 防府市の取組 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 13 |
| 1 基本理念 | 14 |
| 2 重点的取組 | 15 |
| 3 計画の体系 | 16 |
| 4 計画の体系図 | 18 |
| 第4章 計画の内容 | 21 |
| 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍推進 | 22 |
| 重点項目1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 22 |
| 重点項目2 働く場における環境整備 | 24 |
| 重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 27 |
| 重点項目4 地域活動における男女共同参画の推進 | 30 |
| 基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり | 33 |
| 重点項目5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | 33 |
| 重点項目6 生涯を通じたこころとからだの健康支援 | 37 |
| 重点項目7 みんながいきいき暮らせる社会づくり | 40 |
| 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への基盤の整備 | 42 |
| 重点項目8 男女共同参画の推進に向けた意識の改革 | 42 |
| 重点項目9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | 46 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第5章 計画の推進体制 | 49 |
| 1 市の体制 | 50 |
| 2 市民、事業者、教育に携わる者との協働 | 50 |
| 3 国や県、関係機関等との連携・協力 | 50 |
| 4 財政上の措置 | 51 |
| 5 施策の推進状況管理 | 51 |
| 6 計画の目標指標一覧 | 52 |

第 1 章

計画の策定にあたって

昭和 21 年（1946 年）に制定された日本国憲法は、全ての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、性別により差別されないことをうたっています。

また、平成 11 年（1999 年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、早急に取り組まねばならない重要な課題として位置付けています。

本市では、「防府市男女共同参画推進計画」に基づき、市民一人ひとりが、いきいきと暮らすまちを目指し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

また、平成 25 年（2013 年）には、市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「防府市男女共同参画推進条例」を制定しました。

令和 3 年（2021 年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、前回調査（平成 28 年（2016 年））と比べ、固定的な性別役割の意識は薄れつつあるものの、政策・意思決定の場で女性の参画があまり進んでいないこと、女性の家事負担・育児負担等、未だ男女の不平等感が残っていることがうかがえます。

このため引き続き、世代や立場の違いなどによって形成される、固定的な性別役割の意識等をはじめとしたアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見と思い込み）について、意識改革をしていく必要があります。

また、令和 2 年（2020 年）頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、特に非正規雇用労働者やひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化、DV（ドメスティック・バイオレンス）*の相談件数の増加など、ジェンダー*平等や男女共同参画の課題がより顕在化する状況となっています。

身近な家庭生活の場をはじめ、職場、地域活動・社会活動、政策や方針決定の場など、社会のあらゆる場において、性別にかかわらず平等な立場で参画することによって、ひとりひとりが個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるまちを目指します。

少子高齢化や人口減少、労働形態や家族形態、ライフスタイルの多様化など社会経済情勢の変化に対応し、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、「第 6 次防府市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

●防府市の目指す「男女共同参画社会」とは

ひとりひとりが互いに尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者など親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のこと。

ジェンダー：生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的・文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「男性像」、「女性像」を指す広い概念をいう。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び防府市男女共同参画推進条例第9条に定める「基本計画」として位置付けます。

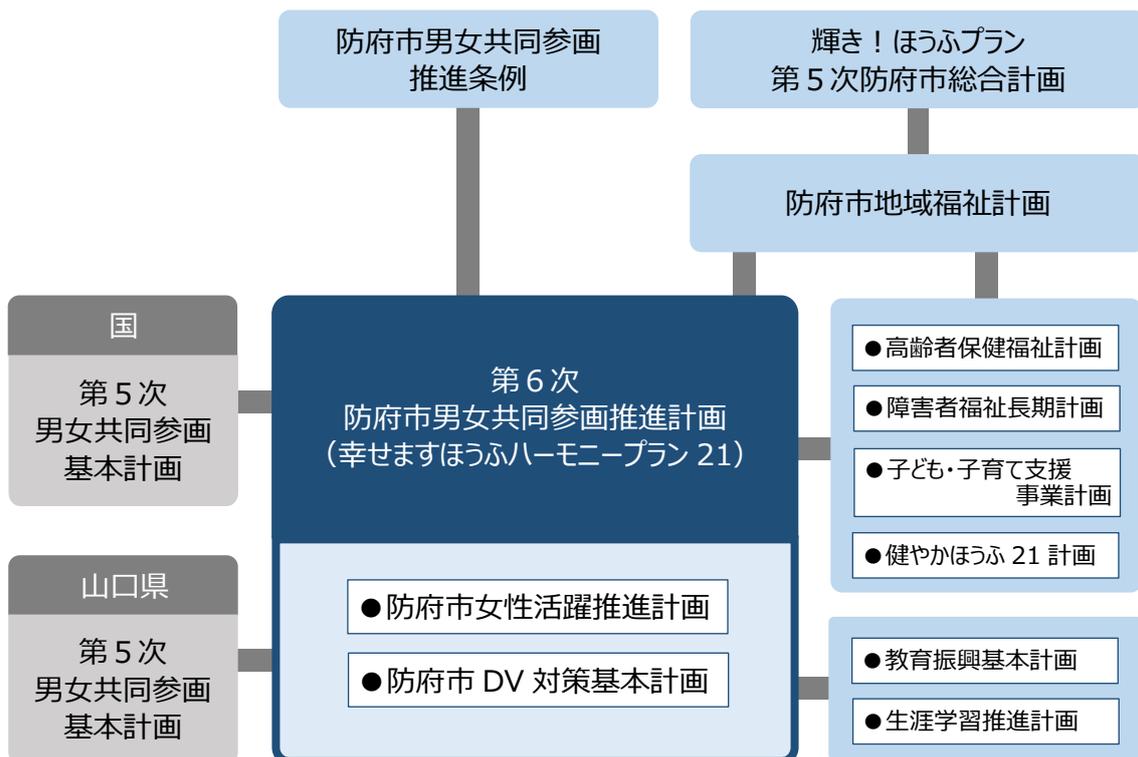
また、国の「男女共同参画基本計画」及び「山口県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「輝き！ほうふプラン 第5次防府市総合計画」や市が取り組む関連計画との整合性を図りながら、本市が目指す方向や施策を市民に示すことにより、市民、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれが協働して男女共同参画社会の実現を目指すための指針としての役割を担うものです。

防府市女性活躍推進計画

この計画のうち、基本目標Ⅰ「あらゆる分野における男女の活躍推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」として位置付けます。

防府市 DV 対策基本計画

この計画のうち、基本目標Ⅱの重点項目5「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

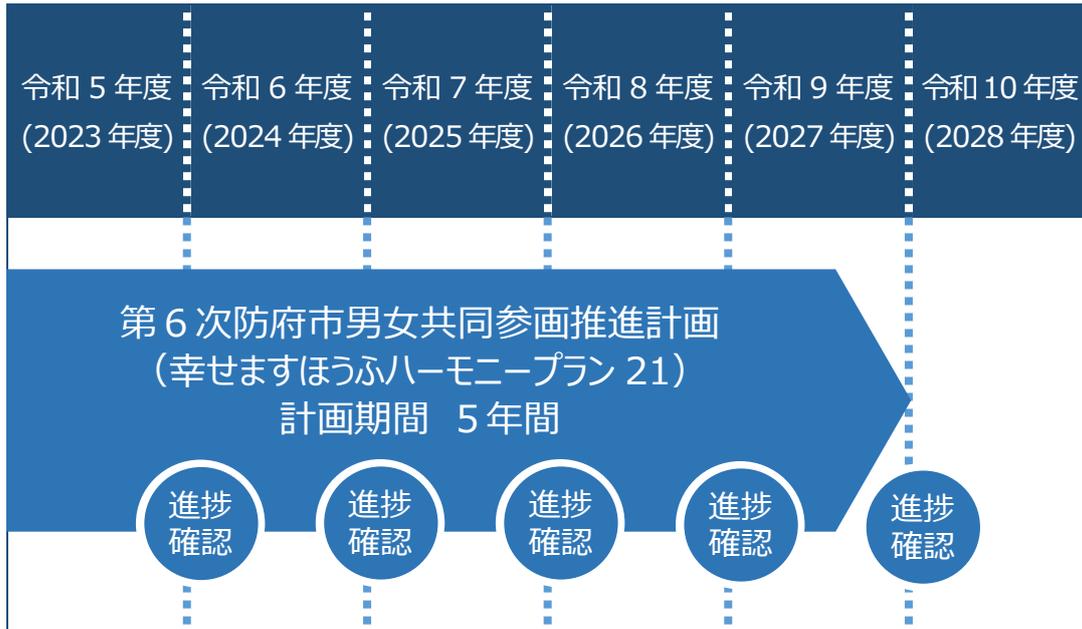


3

計画の期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間の計画期間として、毎年度進捗を確認します。

ただし、国・県の動向、社会情勢の変化に合わせた計画とするため、必要に応じて計画の内容の見直しを実施します。



第2章

計画策定の背景

1

世界の動向

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

SDGs の目標のひとつに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を図る」ことが掲げられており、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆる場面での女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されています。

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受けて、国では、平成 28 年（2016 年）に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定・改定に当たっては、SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

● SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標

貧困、不平等、格差、テロや紛争、気候変動など、世界が抱える社会・経済・環境面の問題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が 2030 年までに目指す 17 の目標を設定しています。

本計画においても、SDGs の目標 5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、SDGs の複数の目標に関連するものとして、各取組の推進を図ります。



国の動向

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 （女性活躍推進法）の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を、常用労働者 301 人以上の企業から 101 人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする「女性活躍推進法等一部改正法」が令和 2 年（2020 年）4 月から施行されました。（対象企業の拡大については、令和 4 年（2022 年）4 月施行）

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則」が改正され、常用労働者 301 人以上の一般事業主は、「男女の賃金の差異」の情報公表及び状況把握を行う事が義務付けられました。（令和 4 年（2022 年）7 月 8 日施行）

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成 30 年（2018 年）5 月に施行されました。

国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党は、候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等への対策にも自主的に取り組むよう努めるものとされました。

（令和 3 年（2021 年）6 月 16 日施行）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」 （働き方改革関連法）の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の上限設定や 5 日以上の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成 31 年（2019 年）4 月から施行されました。（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和 2 年（2020 年）4 月施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和 2 年（2020 年）4 月から施行されました。（中小企業は、令和 3 年（2021 年）4 月施行）

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント*防止措置についての事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成 29 年（2017 年）1 月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和 2 年（2020 年）6 月に一部施行されました。

そして、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため「育児・介護休業法」が令和 3 年（2021 年）6 月に改正されました。育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認が義務付けられたほか、出生直後でも育児休業を柔軟に取得できる「出産時育児休業制度」が創設されました。また、育児休業を分割して取得できるようになり、男性の育児休暇の取得を後押ししています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）の改正

DV 被害者及びその同伴する家族に適切な保護が行われるよう「配偶者暴力防止法」が改正され、令和 2 年（2020 年）4 月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な問題を抱える女性の意思が尊重されながら、抱えている問題に応じた最適な支援を受けられることができるよう福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。（令和 6 年（2024 年）4 月から施行予定）

ハラスメント：属性や人格に関する言動などによって、他の人に不快感や不利益を与え尊厳を傷つけること。セクシュアル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（職場などでの地位や立場を利用した嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産に関する嫌がらせ）

「SDGs 達成に向けた取組」

平成 27 年（2015 年）に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする持続可能な開発目標（SDGs）における 17 ある目標の 1 つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成 28 年（2016 年）に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組んでいます。

国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

令和 2 年（2020 年）12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。この計画では、目指すべき社会として以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。

● 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

「女性デジタル人材育成プラン」の決定

男女共同参画会議（令和 4 年（2022 年）4 月 26 日）において、「女性デジタル人材育成プラン」が決定されました。コロナ禍で厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上に向けて「就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成の加速化」を目標に掲げ、特に女性を対象とした取り組みを積極的に実施するとしています。

「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成 30 年（2018 年）10 月に「やまぐち維新プラン」が策定されました。

プランの重点施策に、「M 字カーブ*の解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

第 2 期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第 1 期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、県の実情に応じた実践的な計画として、令和 2 年（2020 年）3 月に「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成 29 年（2017 年）1 月に山口県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24 時間 365 日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）が実施されています。

「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」が、令和 3 年（2021 年）3 月に策定されました。この計画の目指す方向は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」です。

M 字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。

「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改定等を踏まえ、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が、令和3年（2021年）3月に策定されました。

4 防府市の取組

防府市男女共同参画推進条例の制定

平成25年（2013年）10月に、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的として「防府市男女共同参画推進条例」を制定しました。

条例では、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する施策の基本事項などを定めています。

男女共同参画啓発講座等の開催

男女共同参画を考えるきっかけづくりのため、平成10年度（1998年）から、広く市民を対象とした「男女共同参画啓発講座」を開催しています。

また、男性の家事・育児を促進する取組として、「父と子の料理教室」や、平成25年度（2013年）から、「イクメン・イクジイ・カジダン」フォトコンテスト*を実施しています。

配偶者等からの暴力などに関する相談窓口

平成19年（2007年）7月から、社会福祉課に女性相談員を配置し、配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置しています。配偶者等からの暴力に関する相談に限らず、幅広く女性からの悩みごとに関する相談を受けています。

「イクメン・イクジイ・カジダン」フォトコンテスト：本市の男性の家事・育児を促進するための事業の一つ。イクメンは「育児をする男性」を、イクジイは「育児を楽しむおじいさん」をカジダンは「家事に積極的な男性」を指す略語。これらの人を写した写真を募集、市民投票を経て、入賞作品を決定、表彰するコンテストのこと。

デート DV 予防啓発の取組

市内の中学生を対象に、デート DV^{*}の予防に対する認識を深めるための「デート DV 予防啓発講座」を実施しています。

また、市内の中学3年生と高校3年生に、デート DV に関するリーフレットと相談カードを配布しています。

事業所としての防府市役所の取組

本市では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備に取り組む「次世代育成支援対策推進法」及び、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づく特定事業主行動計画^{*}として、「防府市特定事業主行動計画」を策定しました。

組織全体で女性職員の活躍を推進するとともに、男女ともに安心して子育てができ、働きやすい職場の実現に向けた取組を進めています。

デート DV：交際中のカップル間に起こる様々な暴力のこと。被害者の多くが若者であり、一般的な DV の特徴に加えて、思春期・青年期の特徴的な心理や性意識・行動が影響している。

特定事業主行動計画：女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画で、民間事業主では「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体では「特定事業主行動計画」という。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本計画では、防府市男女共同参画推進条例に掲げる基本理念と、「輝き！ほうふプラン 第5次防府市総合計画」で掲げている市の基本目標「“明るく豊かで健やかな防府”の実現」に基づき、誰もが互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びや責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

● 防府市男女共同参画推進条例の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際的協調

2 重点的取組

この計画では、関連法の制定や市民意識調査の結果に基づき、次の「3つの事項」について、市民、事業者、教育に携わる者と協働し、国や県、関係機関等と連携して重点的に取り組めます。

●女性の活躍推進

誰もが自らの個性や能力を生かし、社会の中で活躍するようになるためには、あらゆる分野において性別の偏りがなく、様々な人の意見や考え方を反映させていくことが重要です。

女性自らも意欲や能力を高め、持てる力を十分に発揮できるよう、女性の活躍に向け、デジタル人材の育成に取り組み、育児・介護等の時間的制限を抱える女性の就職を支援します。また、防災の分野においても、女性の視点が反映されるように努めます。

●相談体制の整備・充実

男女間における暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、心身に深刻な影響を及ぼし、さらに貧困等の様々な困難につながることもあるなど、男女共同参画社会を形成していくうえで、解消すべき重要な課題です。

市民意識調査では、被害者がどこにも相談せず暴力が潜在化する傾向にあることから、本市の「相談窓口」の周知に取り組むとともに、市の関係部署、県や各関係機関との連携を強化し、被害者の保護及び自立に向けた支援等を行います。

●男女共同参画の普及啓発

誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行を見直すとともに、男女平等意識を高める等の意識改革を推進することが重要です。

男女共同参画の必要性について、認識し、理解を深めるよう、意識啓発や情報提供等により、市民意識の醸成に努めます。

基本理念及び重点的取組に基づき、男女共同参画社会の実現のため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍推進

男女がともに対等な構成員として、政治、地域、仕事など、あらゆる分野に参画し活躍できる機会の確保が重要です。特に女性の政策・方針決定過程への参画が進むことは、多様な視点が確保され、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実現につながります。

また、家庭や職場、地域社会で男女が支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}の実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めます。

基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

生涯にわたり、誰もが安全・安心な暮らしを送ることが、男女共同参画の実現に向けた基本的な条件になります。

男女間における暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものでなく、解消すべき重要な課題です。

このため、暴力を生まないための予防教育や、暴力を容認しない意識の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりに努めます。

また、人生100年時代を見据えた、健康支援や生きがいづくり、互いの性を尊重する意識の醸成を進めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への基盤の整備

誰もが互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するために、ジェンダーに基づく意識・慣行の見直しに向け、意識啓発を継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な生き方を認め合う意識改革や、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

このため、男女共同参画に関する認識を深めるための情報発信や啓発に取り組むとともに、学校・地域・職場などにおいて、男女平等を推進する教育・学習の充実に努めます。また、国際社会への視野を広げ、国際感覚を備えた人材育成を推進します。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

防府市男女共同参画推進条例

条例の目的

男女共同参画社会の実現

基本理念

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 男女の人権の尊重 | 4 家庭生活における活動と他の活動の両立の推進 |
| 2 社会における制度又は慣行についての配慮 | 5 性と生殖に関する健康と権利の尊重 |
| 3 施策等の立案及び決定への共同参画の推進 | 6 国際的協調 |



第6次防府市男女共同参画推進計画

《重点的取組》

- 女性の活躍推進
- 相談体制の整備・充実
- 男女共同参画の普及啓発

基本目標 I

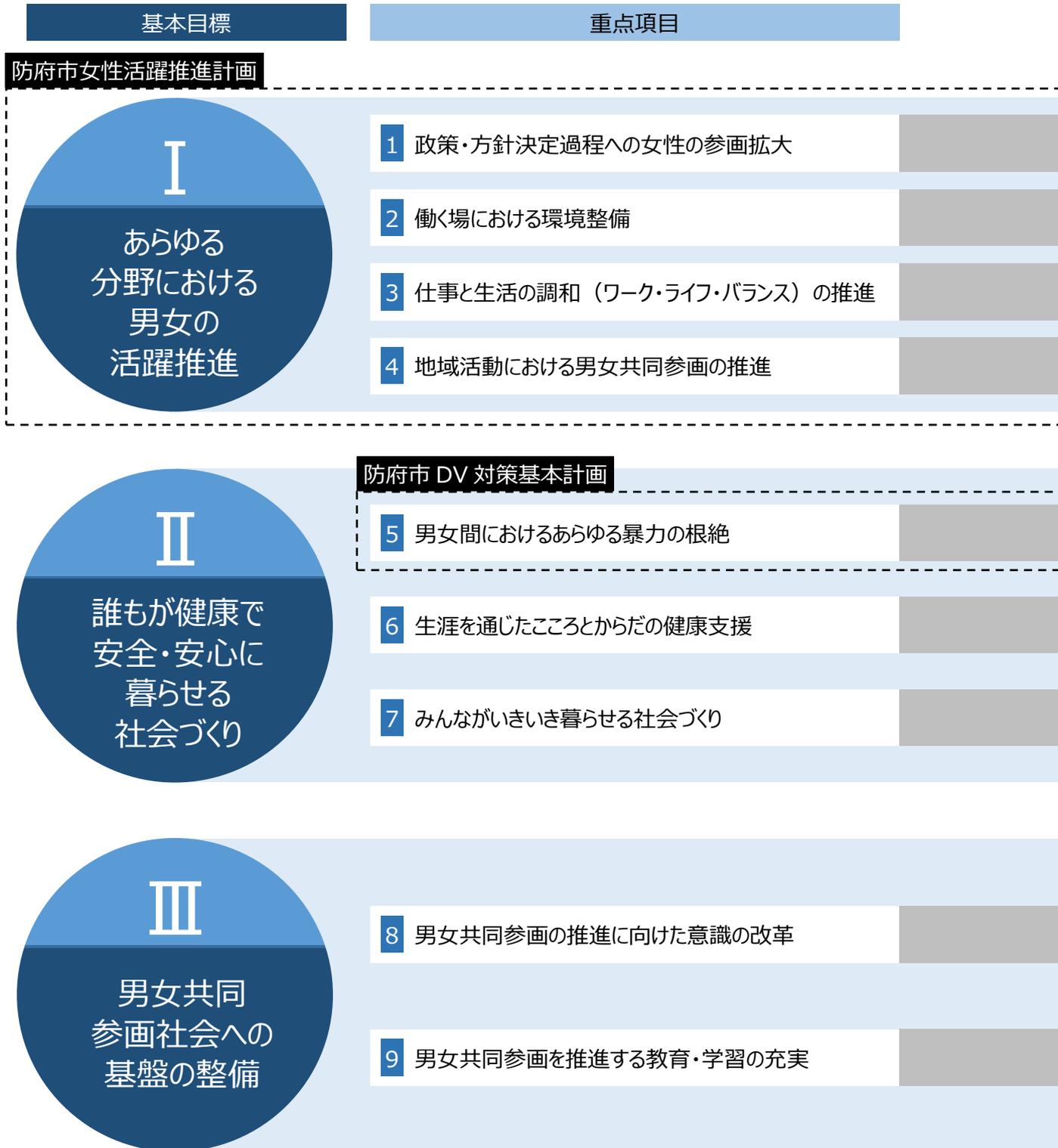
あらゆる分野における男女の活躍推進

基本目標 II

誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

基本目標 III

男女共同参画社会への基盤の整備



施 策

- ①行政における女性の参画拡大
- ②事業者、団体等における女性の参画拡大
- ③希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援
- ④安心して働ける環境の整備
- ⑤農林水産業・商工業等自営業における就業環境の整備
- ⑥多様な選択を可能とする子育てや介護支援の充実
- ⑦皆で共に担う家庭生活の促進
- ⑧防災その他の分野への男女共同参画の推進
- ⑨地域活動における男女共同参画の促進
- ⑩暴力を許さない意識啓発の推進
- ⑪相談体制の充実及び被害者の保護
- ⑫被害者の自立に向けた支援
- ⑬DV 対策の推進体制の整備
- ⑭「性」を尊重する意識づくり
- ⑮生涯を通じた健康支援・健康づくり
- ⑯妊娠・出産等に関する健康支援
- ⑰安心して暮らせる社会づくり
- ⑱ひとり親家庭等に対する支援
- ⑲人権を尊重する意識の啓発
- ⑳男女共同参画意識の啓発
- ㉑男性の男女共同参画の推進
- ㉒男女平等を推進する教育・学習の充実
- ㉓多様な生き方を可能にする教育・学習機会の充実

第4章

計画の内容

重点項目 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



現状と課題

誰もが暮らしやすい社会の実現のためには、家庭や地域、職場など、あらゆる分野の意思決定過程に、多様な立場の人が多様な意見をもって参画し、男女双方の意見が平等に反映されることが重要です。

女性の政策・方針決定過程への参画は、多様な視点や新たな価値観を取り込むことになり、女性だけでなく、誰もが暮らしやすい持続可能な活力ある社会の実現につながります。

今日、女性の労働力率や管理職に占める女性の割合は増加していますが、政治や経済等、社会の意思決定に関わる場面における女性の参画は依然として少なく、拡大させる必要があります。

本市では、各種審議会等における女性委員の割合は 30.6%、市職員の管理職における女性の割合は 17.1%となっており、行政分野における女性の参画は未だ十分とは言えない状況です。

様々な価値観が尊重される柔軟な社会を構築するため、行政の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を推進するとともに、事業者、各種団体等における、女性の参画拡大を促進するよう働きかけを行います。

また、女性自身が抵抗感なく、意欲や能力を高めて活躍できるよう、情報提供や学習機会の充実に取り組み、女性の参画を進めることの重要性について、社会全体の理解の促進と意識啓発を図ります。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

施策 ① 行政における女性の参画拡大

市の女性職員の登用や職域拡大の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------------|
| 各種審議会等委員への女性の登用 | 女性委員登用状況を調査し、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、推薦等に係る団体への協力要請により女性の登用を促進します。 | 社会福祉課 地域振興課 関係各課 |
| 市職員の計画的な人材育成と管理職への女性の登用 | 市職員の計画的な人材育成に努め、意欲と能力のある女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。 | 人事課 |
| 女性職員の活躍推進 | 「防府市特定事業主行動計画書」に沿って、女性職員の活躍を推進します。 | 人事課 消防本部 |

施策 ② 事業者、団体等における女性の参画拡大

事業者、各種団体等に対して、女性参画を促すようさらなる啓発を進め、女性の役職・管理職登用や女性活躍推進に向け研修等への参加を促進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|------------------------------|
| 役職・管理職等への女性登用の促進 | 事業者、各種団体等に対し、役職・管理職等への女性登用の必要性について啓発・情報発信に努めます。 | 商工振興課 農林漁港整備課 農業委員会事務局 |
| 農林水産業における女性参画の促進 | 女性の活動を促進する事業等を推進するとともに、研修等への参加を促進し、女性の能力開発及び適正な評価の確保を支援します。 | 農林水産振興課 |



現状と課題

働く場において、性別によらず、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことは、将来にわたって持続可能な社会の構築につながります。

働く女性の増加に伴い、女性が働き続けるための整備は進んでいますが、賃金や雇用において実質的な均等が図られているとはいえない現状です。

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高く、男女間の賃金格差の一因にもなっています。

このため、男女の均等な雇用機会や待遇の確保、職場におけるハラスメントを防止するため、各関係機関と連携のもと、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」等の関係法令の周知、普及啓発に努めます。

また、女性が出産・育児・介護といったライフイベントを経ても就業を継続するために、テレワーク^{*}やフレックスタイム^{*}などの柔軟な就労形態を導入することが求められています。

女性の再就職・起業に向けて、必要な情報提供やデジタルスキル習得の支援等に取り組みます。



テレワーク：情報通信技術などを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

フレックスタイム：総労働時間だけを決めて、労働者自らが日々の始業・終業時刻を決めて働くことができる制度。

施策 ③ 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

希望に応じた多様で柔軟な働き方をすることや、女性が継続して働き能力を発揮することができるよう、就職や再就職を希望する女性に対して、求人情報や就業能力向上、創業支援のためのセミナーなどの情報提供や就業支援に取り組みます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|--|---------|
| 働きたい方への就業支援 | 働くことを希望する方に、相談窓口を設置し、関係機関と連携し、就業支援を行います。 | 商工振興課 |
| 創業の支援 | 支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。また、商工会議所等が実施する創業希望者を対象としたセミナー等の情報提供を行います。 | 商工振興課 |
| 女性活躍推進セミナーの開催 | 企業と連携し、女性の活躍を推進するため、持てる力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、女性自らの意欲を高めるような講座を開催します。 | 社会福祉課 |
| 農林水産分野における起業等の支援 | 農林水産分野において、起業や法人化への支援に努めます。 | 農林水産振興課 |
| 研修・訓練機会の情報提供 | 資格取得や技能習得による職業能力の向上と職域拡大に関する情報提供を行います。 | 商工振興課 |
| 離職者に対する支援 | 離職者への生活安定のための住宅確保給付金の支援を行います。 | 社会福祉課 |



明治安田生命相互保険会社包括連携「女性活躍セミナー」

施策 ④ 安心して働ける環境の整備

職場環境の整備や育児・介護休業制度等の周知・啓発に努め、男女ともに働きやすい環境づくりに向けての理解と協力を働きかけます。

また、ハラスメントを防止するため、情報を提供するとともに、各関係機関と連携しながら、意識啓発と相談体制の充実に努めます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------------|
| 誰もが働きやすい環境づくりの促進 | 男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、関係法令の周知に努め、男女ともに、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進します。 また、ハラスメントの防止のための意識啓発に努めます。 | 人事課 商工振興課 社会福祉課 |

施策 ⑤ 農林水産業・商工業等自営業における就業環境の整備

農林水産業及び商工業等の自営業において、重要な担い手である女性が適正に評価され、やりがいをもって働ける環境の整備を促進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|---|---------------------|
| 働きやすい環境整備の促進 | 労働日数や作業時間などの適正化の必要性や、家族経営協定 [*] について啓発を行い、働きやすい環境整備を促進します。 | 農林水産振興課 |
| 生産技術・管理能力の向上 | 生産技術・管理能力の向上や技術習得のため、研修会や交流事業への参加を促進します。 | 農林水産振興課 農業委員会事務局 |
| 融資制度等の充実 | 設備投資等への融資制度等を充実させ、利用促進を図ります。 | 農林水産振興課 |

家族経営協定：農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

重点項目

3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



現状と課題

一人ひとりが自分らしく、より豊かに過ごすためには、家庭生活と仕事の調和を図り、それぞれの価値観や、ライフステージに応じた多様な生き方が選択できる社会の実現が求められます。

市民意識調査では、理想のライフスタイルとして、「仕事と仕事以外の家庭や地域活動を両立した生活」を望む回答が多くなっています。しかし、現実には、「仕事を優先とした生活」となっており、理想と現実に大きな差が見られます。

また、固定的な性別役割分担意識^{*}を背景に、家事や育児等の家庭内の役割の多くを女性が担っており、子育てや介護を理由に離職や非正規雇用での働き方を選択せざるを得ないという実態もあります。一方で、男性は女性より労働時間が長い傾向があり、さらに、育児・介護休暇を取得することをためらう男性も依然として多い状況です。

こうした中、誰もが個性と能力を發揮して活躍し、子育て・介護の時間や家庭、地域、学習などにかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方によって、仕事と生活の双方の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指すことが求められています。

誰もが働きながら安心して子育てや介護をすることができるよう、保育や介護のための環境を整備し、多様なニーズに対応できるサービスの充実を図ります。

固定的な性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

施策 ⑥ 多様な選択を可能とする子育てや介護支援の充実

多様なライフスタイルを自由に選択できるよう、各種保育サービスの充実など、子育て環境の向上に取り組むとともに、障害児福祉サービスや介護に関する支援の充実に努めます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------|---|--------------------------|
| 各種保育サービスの充実 | 多様化するニーズに対応するため、児童の放課後の保育など、各種保育サービスの充実に努めます。 | 子育て支援課 社会福祉課 |
| 子育てに関する活動の支援 | 各地域における子育てに関するグループ活動などを支援し、人々の交流を促進します。 | 健康増進課 子育て支援課 |
| 子育てに優しい環境づくりの推進 | 乳幼児を抱える保護者が、外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる赤ちゃんの駅の登録促進を図ります。 | 子育て支援課 |
| 障害児福祉サービスの充実 | 療育が必要な児童及びその保護者への支援の充実に努めます。 | 障害福祉課 |
| 介護に関する情報の提供・家族介護者の支援 | 介護者の負担軽減を図るため、介護に関する情報提供や家族介護者の支援を行います。 | 高齢福祉課 |
| 子育てに関する相談・支援体制の充実 | 子育てに関する相談に対応するため、専門員を配置するとともに、各関係機関、団体との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。また、子育て世代包括支援センター（子育て応援室まんまるほうふ）において、妊娠から子育て期にわたる相談対応、関係機関との連携等、切れ目のない支援を行います。 | 子育て支援課 健康増進課 |
| 経済的支援制度の充実 | 保護者の経済的負担の軽減を図るため、助成や貸付制度等の充実に努めます。 | 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 |



施策 ⑦ 皆で共に担う家庭生活の促進

男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会の実現のためには、男性の家庭生活への参画は不可欠です。男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、皆が家庭生活に主体的に参画するための意識啓発に努めます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|-----------------------------------|-----------------|
| 男性の家庭生活への参画の促進 | 家事・育児への男性参加を促進するため、各種講座等を開催します。 | 社会福祉課 健康増進課 |
| 親子交流の機会の提供 | 親子で参加できる遊びや交流の機会を提供します。 | 子育て支援課 生涯学習課 |
| 子育てに関する学習機会の提供 | これから親になる人や子育て中の親を対象とした学習機会を提供します。 | 健康増進課 生涯学習課 |



男女共同参画啓発講座「家事ラク講座」



現状と課題

地域は、家庭と同様に、人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域活動や防災活動、まちづくりなど、色々な分野において男女共同参画を進めることで、様々な視点や新たな価値観が取り込まれることになり、多様性のある社会の構築につながることを期待されます。

しかし、自治会長やPTA会長などの、活動の意思決定に関わる役割は、男性が担っていることが多い現状があります。

地域における男女共同参画の実現に向けて、様々な地域活動における意思決定の場への女性の参画の促進が求められます。そのために、地域活動の主体となることが多い地域活動団体に対して男女平等意識を啓発するとともに、男女共同参画に関する活動の支援を行います。

また、東日本大震災をはじめ、災害時においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されないといった問題が生じました。

災害時の困難を最小限にするために、平常時から男女共同参画の視点での防災対策を進めることや、昨今の災害発生の状況を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者など、誰も取り残さない、様々な視点による防災対策への取組を進めていくことが必要です。

そのため、防災対策を進めるにあたっては、企画段階から意思決定段階に至るまで、従来以上に女性の参画を促進します。



施策 ⑧ 防災その他の分野への男女共同参画の推進

防災分野において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、平常時の備え、避難所等での男女のニーズの違いを踏まえ、男女双方の視点が反映されるように努めます。

また、地域活動の場において、多様化する課題やニーズに柔軟に対応するためにも、幅広い年代の男女が地域活動に参画することを促進していきます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------|---|------------------------|
| 防災分野における女性の参画推進 | 防災の分野において、男女双方の視点が反映されるように努めます。 | 防災危機管理課 |
| 消防団への若者や女性の参画促進 | 地域の安全・安心を守るため、若者や女性の入団、女性の活躍の促進に努めます。 | 消防本部 |
| 地域活動における女性の参画拡大 | 地域活動における女性参画の拡大を図るとともに、代表者等への女性の登用を促進します。 | 社会福祉課 地域振興課 関係各課 |



女性向け防災セミナー

施策 ⑨ 地域活動における男女共同参画の促進

誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、それぞれの能力を十分に発揮することができるよう啓発活動に取り組みます。

また、地域活性化活動に取り組む団体や地域住民組織等を支援します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 地域活動等における男女共同参画の促進 | 各種イベント、地域行事等への参加を促進します。 | 地域振興課 関係各課 |
| 市民活動への支援 | ボランティアに関する講座を開催するとともに、活動団体や市民への情報提供を行い、市民活動を支援します。 | 地域振興課 農林水産振興課 農林漁港整備課 生涯学習課 |



ほうふ幸せます人材バンクを活用した講座



森林ボランティア

基本目標
Ⅱ

誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶



現状と課題

全ての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

配偶者、パートナー等からの暴力（DV）には、「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけでなく、心を傷つける精神的暴力、金銭的な自由を奪う経済的暴力、性的暴力、行動規制なども含まれ、さらにこれらの暴力を複合的に振るわれることで、問題を複雑化・深刻化させています。

また、DVは家庭内の問題、個人的な問題として捉えたり、暴力が日常化していることで被害者自身が暴力を受けているという認識がなかったり、経済的な理由で我慢せざるをえない状況があるなど、被害の多くが潜在していると考えられます。

そのため、暴力を生まないための予防教育や、暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、被害者が相談しやすい環境を整備し、相談体制や支援内容を周知し、山口県男女共同参画相談センターや各関係機関と連携して、被害者の保護及び自立に向けた支援を行います。

また、ハラスメントや、過度な行動監視を受ける等の交際相手からの暴力（デートDV）や、SNS*等のコミュニケーションツールを悪用した新たな形態の暴力等の防止・根絶に向け、支援強化を図るとともに全ての暴力を許さない社会づくりが求められています。

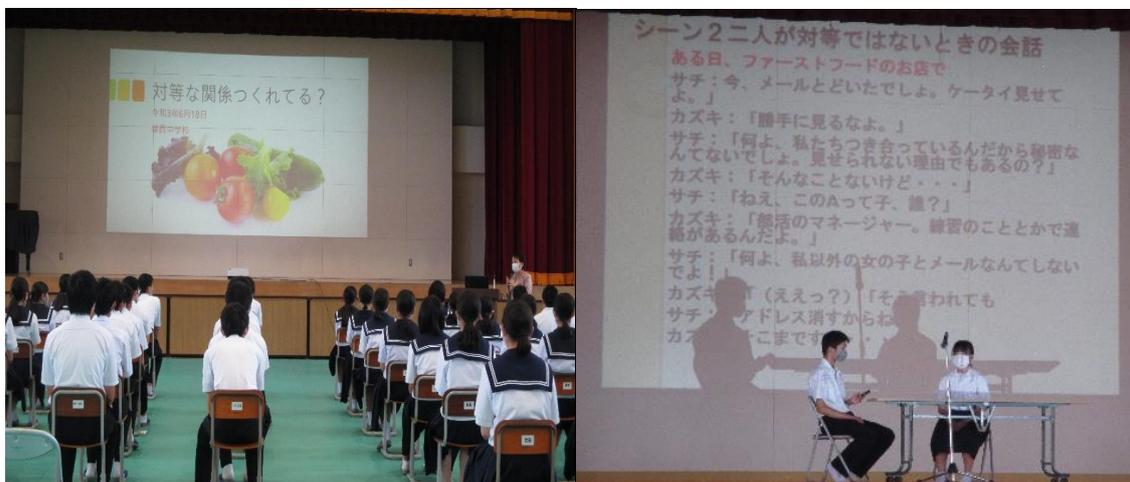
子どもたちが、被害者にも加害者にもならないよう、発達段階に合わせて正しい知識を身に付けるべく若年層に向けた予防教育に取り組みます。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービスのこと。代表的なものとして、Facebook、twitter、LINE、Instagram などがある。

施策 ⑩ 暴力を許さない意識啓発の推進

DV、デート DV の若年層に対する予防教育・啓発をはじめ、社会全体にあらゆる暴力を容認しないという意識を醸成するための広報、普及啓発を行います。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| 暴力の防止に向けた広報、啓発 | 「暴力は犯罪となる行為を含む人権侵害であり、決して許されるべきでない」ことの一層の意識啓発を図るとともに、関係する法制度の趣旨や内容等について広く周知します。 また、家庭・地域・職場等のあらゆる場において、各種ハラスメントを防止するため、啓発活動に努めます。 | 社会福祉課 |
| 若年層への普及啓発 | 若年層に対し、デート DV や SNS 等による暴力の防止について、普及啓発に努めます。 | 社会福祉課 学校教育課 |
| 情報の収集と提供 | DV に関する情報収集に努めるとともに、学校・家庭・地域等へ適切な情報提供を行います。 | 社会福祉課 |



中学校での「デート DV 予防啓発講座」

施策 ⑪ 相談体制の充実及び被害者の保護

山口県男女共同参画相談センターや関係各課との連携、相談体制の充実を図ることによって、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を目指します。

また、DVの行われている家庭では、子どもにも暴力が向く割合が高く、配偶者等からの暴力を目撃することが、その子どもにも悪影響を及ぼすことも問題になっています。

児童等への虐待について、DV対策と併せて関係機関と連携し防止していきます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------|---|-------------------------|
| 相談窓口の周知 | 被害者がひとりで悩むことがないよう、相談窓口について、積極的に広報し、周知拡大に努めます。 | 社会福祉課 |
| 相談体制の充実 | 被害者の立場に立ち、市の各関係部署、県や各関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。 | 社会福祉課 生涯学習課 広報広聴課 |
| 相談員等関係者の資質の向上 | 相談対応職員が研修を受講し、専門知識の習得に努めます。 | 社会福祉課 |
| 被害者の保護 | 緊急性の高い相談は、県や各関係機関と連携して、被害者の安全確保に取り組むとともに個人情報保護の徹底を図ります。 | 社会福祉課 市民課 関係各課 |
| 子どもへの暴力・虐待の防止 | 県や関係部署との連携強化を図り、子どもに対する暴力・虐待を防止します。 | 子育て支援課 |



施策 ⑫ 被害者の自立に向けた支援

被害者が暴力から逃れ、新しい生活を始めることができるよう安全を確保したうえで、就業、住居の確保など自立及び生活を再建するための必要な支援を関係各課と進めていきます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------|-------------------------------|---------------|
| 被害者への支援 | 関係部署や各関係機関と連携して、被害者の自立を支援します。 | 社会福祉課 関係各課 |

施策 ⑬ DV 対策の推進体制の整備

DV に関する部署との連携を図るとともに適切な情報共有を行い、山口県男女共同参画相談センターや関係機関との連携強化を図ります。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|---|---------------|
| DV 対策推進体制の強化 | DV に関する部署と適切な情報共有し、連携を図るとともに、DV 対策を推進します。 | 社会福祉課 関係各課 |



配偶者やパートナーからの
暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに
ご相談ください。



防府市

配偶者等からの暴力に関する相談窓口
相談は無料で秘密は固く守ります。

防府市 社会福祉課 男女共同参画係
(☎ **0835-25-2207**)
受付時間 / **8:15~17:00** (土日、祝日、年末年始は除く)

- 緊急時は **110 番** 又は 防府警察署 (☎ **0835-25-0110**)
- 他の相談機関
山口県男女共同参画相談センター (☎ **083-901-1122**)
DV ホットライン (緊急用) ☎ **0120-238122**
受付時間 / 月~金 **8:30~22:00** 土・日 **9:00~18:00**
(祝日・年末年始は除く)



DV相談啓発用カード

重点項目

6

生涯を通じたところとからだの健康支援



現 状 と 課 題

誰もが生涯を通して身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることが望めます。生涯にわたり健康に暮らしていくためには、一人ひとりが、心身及びその健康について正しい知識と情報を得て、自らが管理し健康で充実した生活を送るための体制づくりが必要です。

女性は、妊娠、出産を経験する可能性があるとともに、更年期障害や特有の疾病等もあり、一方男性は、健康を害する生活習慣や、愚痴や心配事を話すような人間関係を築いていない人の割合が高く孤立しやすいことなど、生涯を通じ、男女は異なる健康上の問題に直面することから、個人（又は性別）に応じた健康増進に対する包括的な支援が求められます。

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、性と生殖に関して相手を尊重することは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提でもあります。

「性」に対する正しい知識と理解を深めること、心身の健康をおびやかす問題について、子どもの発達段階や受容能力に応じた教育を行うこと、男女が異なる健康上の問題に直面することについて、正しい知識や情報の提供を行い、性を尊重し合う意識を高める啓発を推進します。



施策 ⑭ 「性」を尊重する意識づくり

男女が共に自らの身体について正しい情報を持つよう、段階に応じた「性」に関する啓発及び教育を推進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------|---|----------------|
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の普及 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関し、正しい知識・情報を得て、認識を深めることができるよう、概念の普及に努めます。 | 社会福祉課 |
| 学校における「性」に関する教育の充実 | 児童生徒の発達段階に応じた「性」に関する教育及び学習を行います。 | 学校教育課 健康増進課 |

施策 ⑮ 生涯を通じた健康支援・健康づくり

個人が健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等の充実を図るとともに、各ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。

また、健康をおびやかす様々な問題について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、予防・防止対策を推進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|---|---|-------------------------|
| 疾病予防の推進 | 一人ひとりが適切に自己管理を行うことができるよう健康づくり、健康相談、健康診査等を推進します。 | 健康増進課 |
| 薬物乱用、HIV/エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、不健康やせ等の予防・防止対策の推進 | 健康をおびやかす様々な問題について、正しい知識と薬物乱用、HIV／エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、不健康やせ等の正しい知識の普及啓発を図るとともに、予防・防止対策を推進します。 | 学校教育課 健康増進課 生涯学習課 |
| こころの健康の支援 | こころの健康について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、ゲートキーパー（ココロぽつとサポーター）の養成に努めます。 | 学校教育課 健康増進課 |



ココロサポグッズ

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年の国際人口／開発会議で提唱された概念であり、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。すべての人、中でも女性が生涯にわたって自らの身体の健康の保持増進と自己決定を図ること、または、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。

施策 ⑯ 妊娠・出産等に関する健康支援

安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠・出産期における健康支援を行うとともに、子どもを望む家庭の心理的・経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成や周囲への理解促進を図っていきます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 妊産婦や乳幼児への支援の充実 | 子どもを安心して健やかに産み育てることができるよう、妊産婦や乳幼児に対する各種支援を行います。 | 健康増進課 |
| 不妊に悩む男女への支援 | 不妊に悩む男女への支援を行います。 | 健康増進課 |

防府市独自の子ども・子育て支援（ほうふっ子応援パッケージ）

葉酸サプリメントの配付

婚姻届または妊娠届の提出時に、妊婦や胎児の成長に必要な葉酸のサプリメントを配付します。

妊婦の健康サポート

元気な子どもを出産できるよう、妊婦の健康をサポートするための旬の地元食材などを贈ります。

子どもの誕生・成長サポート

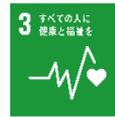
子どもの誕生をお祝いするとともに、子どもの健やかな成長を願い、旬の地元食材や贈呈品を贈ります。

木のおもちゃの贈呈

幼児（1歳6か月）へ自然の木のぬくもりを感じられる山口県産木材を使用したおもちゃを贈ります。



子育てサークル



現 状 と 課 題

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、安心して暮らせる環境を整備することが重要です。

単身世帯やひとり親世帯の増加等により家庭形態が変化しているなか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が及んだことで、特にひとり親家庭、高齢者、障害者等は、貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

そのため、経済的に厳しい世帯の割合の高いひとり親家庭において、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援を行います。

また、高齢化が進むなか、住み慣れた家庭や地域で、健康で安心して生活を送ることができるよう、生活の安定と福祉の向上を図ることが必要です。

年齢や障害、性別にかかわらず、あらゆる人が、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活・社会生活を送れるよう、就業や社会参画、生活自立に向けた支援を推進します。



施策 ⑰ 安心して暮らせる社会づくり

誰もが住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、相談業務の充実や支援体制の整備を図ります。また、生涯を通じていきいきと暮らせるよう、積極的に社会参加できるよう支援を推進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 介護サービスの充実 | 高齢者が自分の意思で自分らしく生活できるよう、一人ひとりのニーズに合ったサービスを確保するとともに、適切なサービスの利用を促進します。 | 高齢福祉課 |
| 障害者福祉サービスの充実 | 障害のある人が、地域社会において安心して暮らせるよう障害福祉サービスの充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 社会参加の促進 | 障害のある人が、自分らしく充実した生活を自ら選択し、地域の中で共生できるよう、社会参加の機会の充実に努めます。 | 障害福祉課 |

施策 ⑱ ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や経済的な問題など、様々な困難な状況にあるひとり親家庭に対して、それぞれの実情に応じた相談体制を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活の安定に向けた情報提供を行います。また、ひとり親家庭の子育てに伴う経済的負担の軽減を図るための支援を行います。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|---|--------|
| 相談体制の充実 | 社会的に孤立しやすく、困難を抱え込む傾向にあるひとり親家庭に対して、相談体制の充実に努めます。 | 子育て支援課 |
| 就労支援の推進 | 情報提供や相談指導等を行うとともに、職業能力の向上及び就業の支援を行います。 | 子育て支援課 |
| 経済的支援制度の周知 | 各種支援制度の周知に努めます。 | 子育て支援課 |

重点項目 8 男女共同参画の推進に向けた意識の改革



現状と課題

誰もが多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権の尊重を基本とした男女共同参画に関する意識の形成が必要です。

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な認識を示す市民の割合が増えており、男女平等・男女共同参画意識が向上していることが伺えます。一方で、社会通念・慣習・しきたりや政治の場、職場の中などでは、未だ男性が優遇されていると認識する人の割合が多く見られます。

また、実態として家庭生活における家事などの分担は、ほとんどが「妻（女性）の担当」となっている状況があります。

人々の意識や慣習の中には、長年にわたって形づくられた性別による固定的役割分担意識があることから、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく理解し、自らが考え行動していく意識改革が重要となります。

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮することができる活力ある持続可能な社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、全ての人には、一人ひとり、年齢や国籍、価値観やライフスタイルなど、多様な個性や特徴があります。「性（セクシュアリティ）」についても、出生時の性別と性自認*（心の性）が一致しない場合もあり、性のありかたは人それぞれです。

LGBTQ*等、性自認や性的指向*を理由として困難な状況に置かれている方々に、差別や偏見が行われることのないよう、性の多様性について正しい理解の促進を図るとともに、誰もが自らの性を尊重し、認め合う意識を醸成するための取組を行います。

性自認：自分の性をどのように認識しているのかを表すものであり、「心の性」と言われることもある。

LGBTQ：L レズビアン（女性の同性愛者）G ゲイ（男性の同性愛者）B バイセクシュアル（両性愛者）T トランスジェンダー（出生時に判断された性別とは、性自認が異なる人や、違和感がある人）Q クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない人）これらの頭文字を並べた言葉で、性的マイノリティ（少数者）を表す総称のひとつ。

性的指向：人の恋愛・性愛の方向を表す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、性別を問わない全性愛、いかなる性別をも性的対象としない無性愛を指す。

施策 ⑱ 人権を尊重する意識の啓発

男女の人権尊重の視点に立った意識の啓発を推進するため、法制度をはじめ施策等、幅広い情報を市広報、メディア、SNS等の様々な媒体を駆使して、分かりやすく伝えます。情報発信にあたっては、表現の自由を尊重しつつ、性別による固定的役割分担意識を助長する表現、子どもや女性への暴力や性を商品化する表現が含まれていないよう確認し、人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現による情報発信に努めます。

また、性的指向や性自認を理由として差別されることがないように、性の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合える意識啓発を促進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------------------------|---|----------------|
| 広報・啓発の推進、学習会の支援 | 各種メディアを活用して広報、啓発に取り組むとともに、学習会の支援をします。 | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 各関係団体、関係機関と連携した啓発の推進 | 各関係団体、関係機関と学習に関する情報共有を図るとともに、連携して啓発を行います。 | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信 | 市の広報をはじめとする制作物の中で、使用する言葉やイラストなどに性差別的表現が含まれていないよう確認を行い、人権尊重・男女共同参画の視点に立った表現による情報発信に努めます。 | 社会福祉課 |
| メディア・リテラシー [※] の育成・向上 | 情報化の進展に伴い、メディアからの情報を主体的に読み解く力の育成や向上に取り組みます。 | 学校教育課 |
| 情報モラル教育 [※] の推進 | SNS等の利用について、情報モラル教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 性の多様性についての理解を深める啓発活動 | 性の多様性についての正しい理解と関心を深める啓発活動を行います。 | 社会福祉課 生涯学習課 |



人権教室

メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

情報モラル教育：情報社会において、インターネット等の情報の受信者・発信者、それぞれの立場としての自覚をもって、適正な利用を行うために必要となる考え方と実践する態度を育成する教育のこと。

施策 ⑳ 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等の視点のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識やその意義についての正しい理解を深めることができるよう、全ての年代に向け、わかりやすく効果的な広報、啓発活動に努めます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------------|
| 社会制度・慣行の見直しの意識啓発 | 社会制度や慣行の見直しへの意識づくりのための広報、啓発を推進します。 | 社会福祉課 |
| 男女共同参画に関する法律・制度の理解の促進 | 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図るため法令や制度、市の条例や計画等について周知に努めます。 | 社会福祉課 |
| 市職員に対する意識啓発 | 講演会等の情報の提供や、市職員の男女共同参画に関する意識向上を図るための研修を実施します。 | 人事課 社会福祉課 |
| 男女共同参画に関する資料の充実 | 男女共同参画に関する図書館資料を収集し、整理、保存、提供をする。 | 教育総務課 |



男女共同参画に関連する図書・資料の展示
(防府市立防府図書館)

施策 ② 男性の男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、主体的に参画するための意識啓発に努めます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|----------------|
| 男性の参画に向けた意識啓発 | 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。 | 社会福祉課 学校教育課 |
| 男性の家庭、地域参画に向けた支援 | 男性の育児・介護休業の取得や、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得を促進します。 | 商工振興課 人事課 |



男女共同参画啓発講座「父と子の料理教室」



現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。

市民意識調査では、各分野での男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では『平等である』と答えた人の割合が最も高く 58.4%でした。他の分野に比べると学校教育の場では、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります。

しかし、家庭生活や社会通念・慣習・しきたりなどでは、男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっており、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後一層の推進が求められます。

また、市民意識調査でも、社会のあらゆる分野で男女がもっと平等になるために、「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」が重視されており、子どもの頃からの学びを通じた男女平等意識の定着が求められています。

特に、男女共同参画への意識や価値観は、幼少期から形成されるため、学校や家庭、地域社会の中で、男女共同参画について正しく理解し、人権意識や男女平等観を育てるための教育が重要です。

男女共同参画についての理解の深化を促進するため、家庭をはじめ、学校や幼稚園、保育園において、男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進を図るとともに、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努め、次代を担う子どもたちが、多様な選択を可能にする教育・学習の機会を充実します。

また、誰もが自由に選択して学べ、生涯にわたり能力開発・生涯学習に参加できる環境の整備を行い、男女が共に自立して個性と能力を發揮し、社会形成に参画できるよう、多様な学習機会の確保に努めます。

男女共同参画の取組は、特に女性の地位向上に係る国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際理解を深め、国際的協調を進める必要があります。

このため、一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、異なる人種・言語・文化や歴史を正しく理解するとともに、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

施策 ② 男女平等を推進する教育・学習の充実

人間形成に関わる幼少期の頃から、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を尊重した学習や進路選択をすることができるように取り組みます。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------------|
| 幼児期における男女平等教育の推進 | 幼児期から男女平等意識を育成するため、生活や遊びを通しての男女平等教育を進めます。 | 子育て支援課 |
| 地域における男女平等学習の推進 | 市民ニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。 | 社会福祉課 生涯学習課 |
| 教育関係者等、指導者等の資質・知識の向上 | 教育関係者、指導者等の男女平等に関する研修の充実を図ります。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の促進 | 子どもの発達段階に応じて、一人ひとりが自立と思いやりの意識を育む、教育の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 学校教育における人権教育の推進 | 発達段階に応じた人権教育を推進します。 | 社会福祉課 学校教育課 |

施策 ③ 多様な生き方を可能にする教育・学習機会の充実

性別に関わらず、自らの個性や能力、適性に応じた多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実を図ります。

一人ひとりが国際社会の一員として自覚を持ち、異なる人種・言語・文化や歴史を正しく理解するとともに、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

| 事業 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------------------|---|----------------|
| 人材情報の収集と活用 | 人材情報を収集し、ほうふ幸せます人材バンク [※] への登録とその活用を促進します。 | 生涯学習課 |
| 学習の情報提供や相談体制の充実 | 学習の情報提供を行うとともに、生涯学習専門員を配置して、相談体制の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 多様な学習機会の提供 | 放課後等の、安全・安心な子どもたちの居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を行います。 | 生涯学習課 |
| 国際理解と国際感覚を備える人材づくりのための学習環境の整備・充実 | 国際理解を促進し、人権、言語、文化、生活習慣の違いを認め、国際的な視野、感覚を備えた人材の育成のため、学習環境の整備・充実を図ります。 | 地域振興課 学校教育課 |

ほうふ幸せます人材バンク：専門的な知識や生活に密着した知識や技能を持つ人が登録する「指導者バンク」や学校での様々な活動の支援を行いたい人がボランティアとして登録する「支援者バンク」のこと。

『イクメン・イクジイ・カジダン』 フォトコンテスト

防府市の男性の家事・育児を促進するための事業の一つで、イクメンは「育児をする男性」を、イクジイは「育児を楽しむおじいさん」を、カジダンは「家事に積極的な男性」を指す略語です。これらの人を写した写真を募集、市民投票を経て、入賞作品を決定し、表彰するコンテストを行っています。

過去の最優秀賞

令和4年度
「箱入り娘」



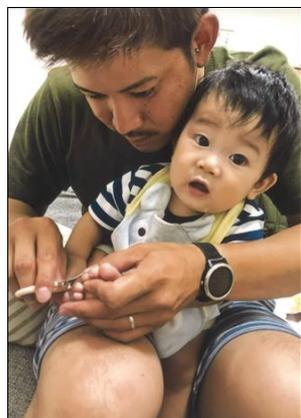
令和3年度
「じいじとおうち夏祭り」



令和2年度
「はじめての挑戦」



令和元年度
「じっとしてね！」



平成30年度
「パパ、あのね」



平成29年度
「じいじと自転車修理」



第 5 章

計画の推進体制

1

市の体制

防府市男女共同参画審議会

防府市男女共同参画推進条例に基づき、「防府市男女共同参画推進計画」の策定、男女共同参画に関する施策及びその推進等について審議、意見をいただくため、関係団体の代表者、学識経験者及び公募の市民で組織する、「防府市男女共同参画審議会」を設置しています。

防府市男女共同参画推進本部

「防府市男女共同参画推進計画」は、市政のあらゆる分野にわたる計画であり、広範囲かつ多岐にわたる施策が含まれているため、その推進にあたっては、市全体での取組が必要です。

男女共同参画社会の実現を目指し、関係部署で構成する「防府市男女共同参画推進本部」（本部長：市長）を設置し、連携して施策の効果的な推進を図ります。また、下部組織として、施策に関する事務を行う、「防府市男女共同参画推進本部幹事会」（幹事長：健康福祉部長）を設置しています。

2

市民、事業者、教育に携わる者との協働

男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めるため、市民、事業者、教育に携わる者等との協働による取組を推進します。

3

国や県、関係機関等との連携・協力

広域的な視点に立ち、国や県、関係機関等と連携、協力して、男女共同参画の推進を図ります。

4 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

5 施策の推進状況管理

「第6次防府市男女共同参画推進計画」に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市男女共同参画審議会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は、当該年度以降の施策に反映させます。



6

計画の目標指標一覧

本計画の進捗状況を把握し評価するため、次の10項目の目標指標を設定しました。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍推進

| 項目 | 算出方法 | 現状値 (直近) | 最終年度 目標値 |
|-------------------------------------|----------------|---------------|---------------|
| 審議会等の女性委員の割合 | 所管部署で調査・ 算出 | 30.6% (R3) | 35.0% (R9) |
| 市職員の管理職における女性の割合 | | 17.1% (R3) | 30.0% (R9) |
| 市職員の男性職員の育児休業取得率 | | 22.7% (R3) | 30.0% (R9) |
| 「ほうふ幸せます働き方推進企業認定制度」 に基づく認定数（累計） | | 95社 (R3) | 95社 (R9) |

基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

| 項目 | 算出方法 | 現状値 (直近) | 最終年度 目標値 |
|--|----------------------|---------------|---------------|
| 夫婦間の暴力の認識（次の行為がDVに当たると思う人の割合） | | | |
| 電話やメールを細かく監視する | 男女共同参画に関 する市民意識調査 | 62.4% (R3) | 74.0% (R9) |
| 長時間無視し続ける | | 56.4% (R3) | 67.0% (R9) |
| 男女間の暴力について、「相談できる窓口を 知らない」と回答した人の割合 | | 19.3% (R3) | 10.0% (R9) |

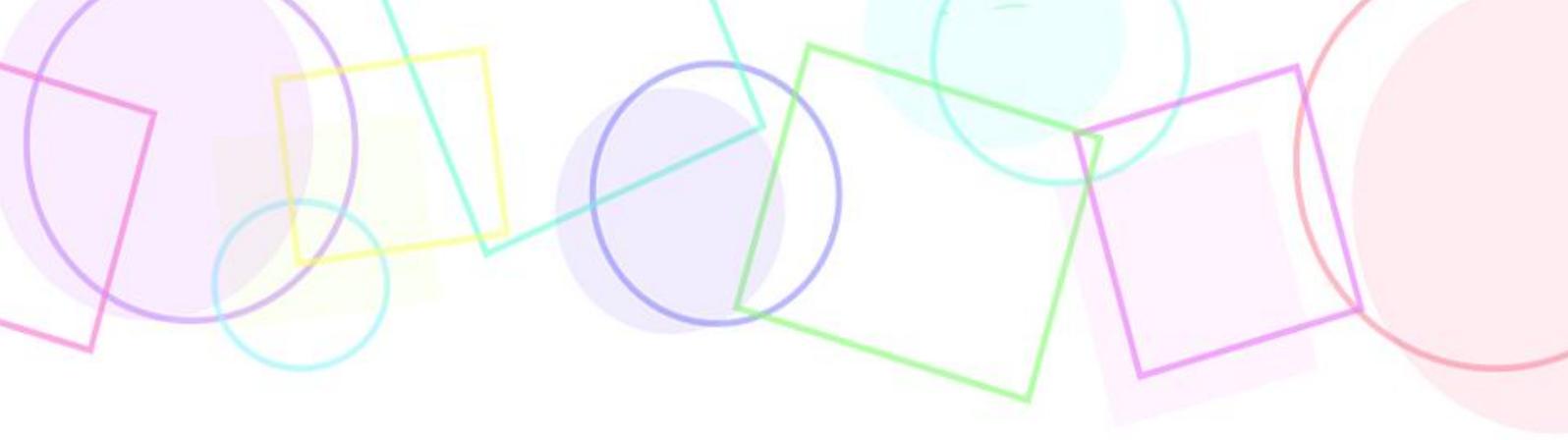
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への基盤の整備

| 項目 | 算出方法 | 現状値 (直近) | 最終年度 目標値 |
|--|------------------|---------------|---------------|
| 「性的マイノリティ（LGBT）」という用語の認知度 | 男女共同参画に関する市民意識調査 | 34.1% (R3) | 50.0% (R9) |
| 性別による固定的な役割分担意識の改革 （「男性は仕事、女性は家庭」という考えを肯定的に捉えている人の割合） | | 27.9% (R3) | 20.0% (R9) |
| 「ジェンダー平等」という用語の認知度 | | 30.0% (R3) | 36.0% (R9) |

参考数値 男女の地位の平等感（平等であると感じる人の割合）

令和3年（2021年）男女共同参画に関する市民意識調査

| 項目 | 平成28年度調査時 | 令和3年度調査時 |
|-----------------|-----------|----------|
| 家庭生活の中で | 36.3% | 38.6% |
| 就職の機会や職場の中で | 24.9% | 27.2% |
| 学校教育の場で | 56.4% | 58.4% |
| 地域活動の中で | 44.4% | 40.6% |
| 政治経済活動の中で | 20.6% | 12.9% |
| 法律や制度の面で | 39.7% | 30.0% |
| 社会通念・慣習・しきたりなどで | 13.0% | 13.9% |
| 社会全体として | 19.5% | 14.8% |



第6次防府市男女共同参画推進計画
(幸せますほうらハーモニープラン21)
令和5年(2023年)3月

編集・発行 防府市健康福祉部社会福祉課
〒747-8501 防府市寿町7番1号
TEL 0835-25-2207
FAX 0835-25-2549

